

8月1日(水)から JR駅周辺の道路、公園・児童遊園は喫煙禁止です

「葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例」の改正により、区内の公共の場所などを喫煙禁止区域として指定できるようにすることや、喫煙行為が他人への危険や迷惑とならないよう配慮する義務が加わりました。【担当課】地域振興課 ☎5654-8229

喫煙禁止区域の指定

■ 8月1日(水)から、JR新小岩・金町・亀有・綾瀬駅周辺の道路や、駅前広場、区が管理する公園および児童遊園を喫煙禁止区域に指定し、区域内において指定喫煙場所以外で喫煙(※)することを禁止します。区内JR駅周辺の喫煙禁止区域については、下記地図をご参照ください。

※加熱式たばこは、他人への火傷などの危険の恐れがないことなどから、現段階では本条例の規制対象外としますが、使用の際にはマナーに十分ご配慮いただくようご協力をお願いいたします。

■ 右表の公園については園内に喫煙場所を設置し、分煙化を図ります。喫煙場所は、園内の案内板などに表示します。

喫煙場所を設置する公園一覧

公園名※1	所在地
荒川小菅緑地公園	小菅1-2-1先
堀切水辺公園	堀切1-12先~7先
葛飾あらかわ水辺公園	西新小岩3-35~新小岩1-1先
柴又公園	柴又6-22-19、柴又6-23-15~7-19-14、柴又7-19-32
西水元水辺の公園	西水元3-1先~西水元1-5先
新宿交通公園	新宿3-23-19
上千葉砂原公園	西亀有1-27-1
北沼公園	奥戸8-17-1
水元スポーツセンター公園	水元1-23-1
葛飾にいじゅくみらい公園	新宿6-3-2、20
新小岩公園	西新小岩1-1-3
堀切菖蒲園※2	堀切2-19-1

※1 公園内に設置された体育館や屋外運動施設などのスポーツ施設での喫煙は、施設管理者がその取り扱いを別途定めます。

※2 菖蒲まつりの期間のみ喫煙場所を設置します。

事業者の方へ

たばこによる迷惑防止のための環境整備、注意喚起に努める義務

喫煙者が事業所や店舗などの敷地内に置いた灰皿で喫煙するとき、その火や煙が道路などの公共の場所にいる人に迷惑を及ぼさないよう、事業者は灰皿の移設・撤去を含めた環境整備や、喫煙者に注意を促すことに努める必要があります。



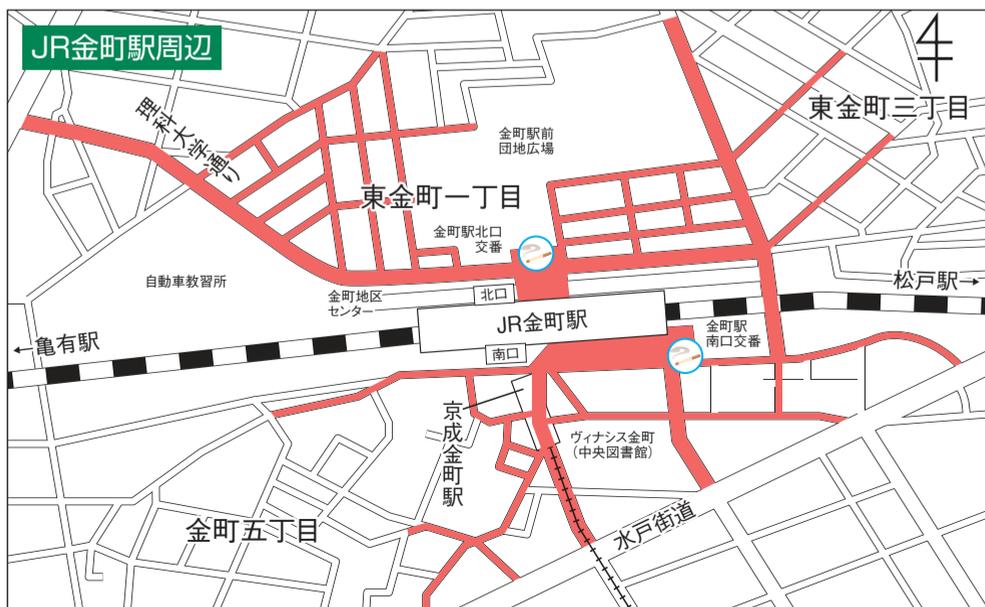
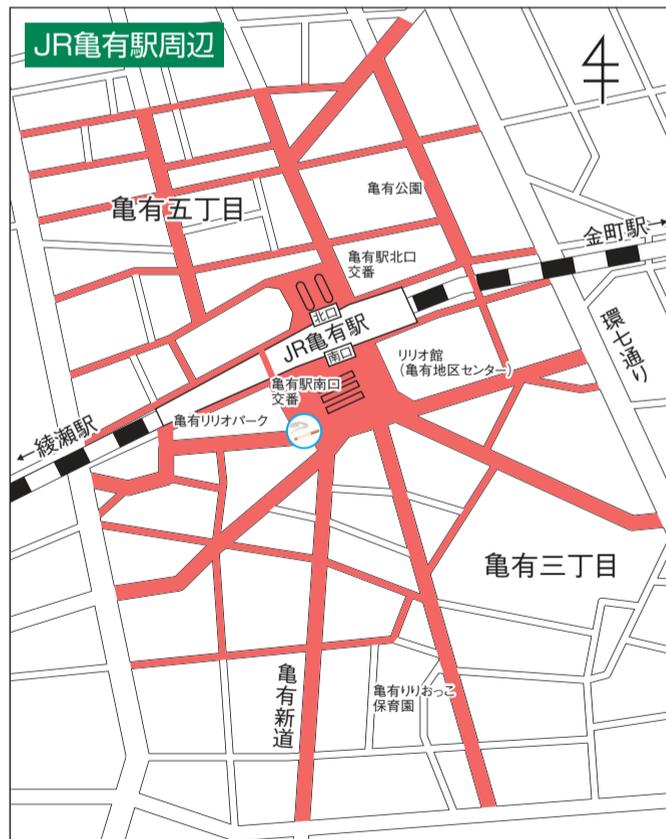
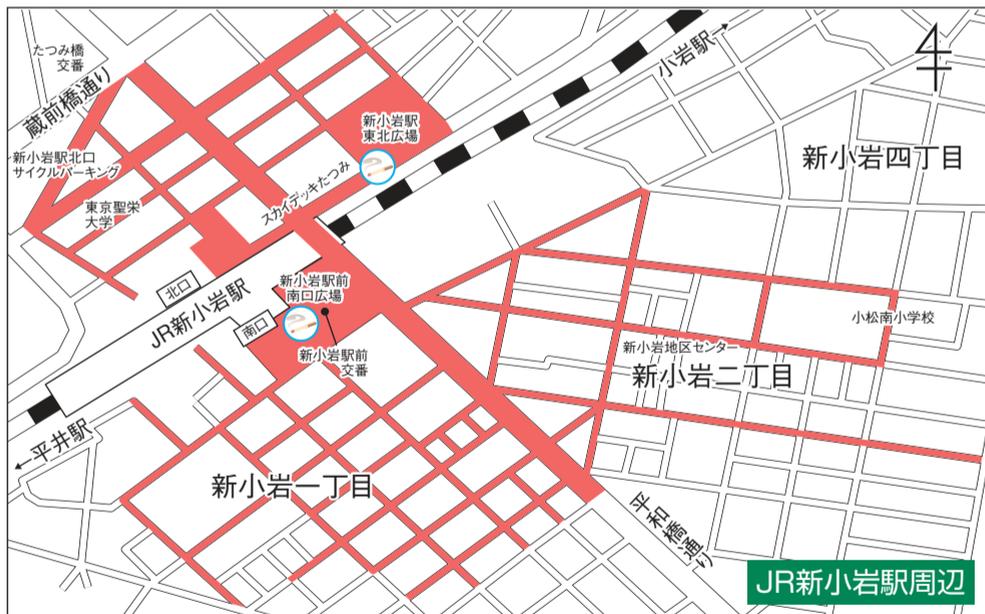
歩きタバコや
ポイ捨ても
禁止です!



区内JR駅周辺の喫煙禁止区域

駅周辺の喫煙禁止区域ではパトロール員による巡回と声掛けを通勤時間帯を中心に実施します。

喫煙禁止区域... 指定喫煙場所...



喫煙禁止区域外でも、歩きタバコやポイ捨ては禁止です!